

●香川県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

東かがわ市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和53年香川県告示第251号 東かがわ都市計画下水道事業 東かがわ公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年3月14日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和53年香川県告示第251号、昭和62年香川県告示第350号、平成8年香川県告示第125号、平成13年香川県告示第197号、平成18年香川県告示第304号及び平成21年香川県告示第153号の事業地のうち東かがわ市三本松地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成21年香川県告示第153号の事業地に東かがわ市三本松の一部の区域を加える。